

町営・町有住宅 入居者募集のお知らせ

町営・町有住宅の入居者を募集します。募集する住宅及び戸数等は下記のとおりです。入居希望の方は、岩手町役場建設課都市住宅係(3階窓口⑦)に来庁し、申込用紙に記入のうえ必要書類を添えてお申し込み下さい。

1. 募集住宅情報 ※下表と現状に相違がある場合は、現状を優先します。 (更新日現在)

募集住宅	募集戸数	部屋番号	間取り 家賃目安	備考(所在地等)
町営第一民部田住宅	2戸	404号 405号	3DK 14,300~35,700円	沼宮内 13-10
町営第二民部田住宅	2戸	5号、8号	3LDK 21,500~45,200円	沼宮内 12-50-7
町営館住宅	4戸	8号、16号 20号、22号	3DK 15,500~32,000円	沼宮内 3-3-1
町営愛宕下住宅 (4階建)	5戸	1-201号 1-301号 1-306号 1-402号 2-301号	3DK 13,600~27,200円	江刈内 6-26
町営愛宕下東住宅	4戸	4号、15号 18号、27号	3LDK 21,900~43,500円	江刈内 6-56-3
町営一方井住宅	1戸	3号	3LDK 19,900~40,600円	一方井 16-15
町営草桁住宅	2戸	3号、9号	3DK 18,300~38,100円	川口 12-50-2
町営上愛宕下住宅 (5階建・旧雇用促進住宅)	3戸	2-301号 2-401号 2-405号	2DK 10,400~20,500円	江刈内 10-26-4 瞬間湯沸かし器は持込になります。
町有上愛宕下住宅 (5階建・旧雇用促進住宅)	2戸	1-301号 1-504号	2DK 10,400~20,500円	江刈内 10-26-4 瞬間湯沸かし器は持込になります。

2. 申込受付期間 随時受付 ただし土日祝日を除く
受付時間 ①午前9時~正午 ②午後1時~午後4時

3. 家賃 所得・世帯構成・希望の住宅に応じて算定します。

4. 敷金 家賃の3ヵ月分

《裏面に続く》

5. 入居資格

【町営住宅】

- (1) 同居しようとする親族があること、又は障がい者、生活保護費受給者、60歳以上等の単身者。
- (2) 収入が次に掲げる金額を超えないこと。
 - ① 裁量世帯^{※1} 月額^{※2} 214,000円
 - ② 一般世帯 月額 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (4) 前年の市町村税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員でないこと。

※1 裁量世帯とは、公営住宅への入居収入基準の緩和が認められている世帯になります。特に居住の安定を図る必要があると考えられる障がい者や60歳以上の高齢者、未就学児がいる世帯等が該当します。

※2 月額とは、所得税法上の所得額から公営住宅法上の控除額を差引いた額を12ヶ月で除した金額になります。

【町有住宅】

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 市町村税及び町営住宅使用料、町有住宅使用料、学校給食費、保育料、教員住宅使用料、水道料金、公共下水道使用料その他の町に納付すべきものに滞納がないこと。
- (3) 暴力団員でないこと。

6. 入居者決定方法

入居要件を満たし、正しく申込完了した順に決定します。

7. 申し込み方法

建設課に備付けの入居申込書に記入のうえ、必要書類を添えて申込みください。

なお、1世帯で2戸以上の申込み及び応募後の申込内容の変更はできません。

◆必要書類

- ・令和5・6年度所得課税扶養証明書（入居する方全員分）
- ・住民票の写し（入居する方全員分）
- ・前年の納税証明書（町有住宅は滞納のない証明書）（入居する方全員分）
- ・障がい者手帳、療育手帳等をお持ちの方は手帳のコピー
- ・生活保護を受給中の方は、受給決定通知書の写し

8. その他

◆入居決定した方

- ・入居決定後手続きのご連絡をします。
- ・入居の際は、入居請書に連帯保証人1名の署名及び押印(実印)のうえ、連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて、提出して頂きます。
- ・入居決定から1ヶ月を目処に入居してください。

◆入居決定以外の方

- ・提出頂いた書類をお返しいたします。

9. 申し込み・問合せ先

建設課都市住宅係 電話 62-2111(内線325) FAX 62-2152